

NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務
に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン

平成27年2月策定

平成28年5月改定

令和元年5月改定

令和元年9月改定

令和5年4月改定

総務省

目次

1 本ガイドライン策定・改定の背景	2
2 本ガイドラインの対象となる第一種特定卸役務の範囲	3
3 本ガイドラインの目的と位置付け	4
4 第一種特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律	5
(1)卸提供事業者に適用される主な規律	5
(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律	6
(3)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律	7
(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律	8
5 電気通信事業法上問題となり得る行為	8
6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為	8
(別表)電気通信事業法上問題となり得る行為	10
(1)第一種特定卸役務について卸提供事業者が行う行為	10
(2)第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)が行う行為	13
(3)第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為	15
(4)第一種特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為	17

1 本ガイドライン策定・改定の背景

平成 26 年 5 月、日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）が平成 26 年度第 3 四半期以降に光アクセス回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）を提供すると発表した。

サービス卸は、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」（平成 26 年 12 月 18 日。以下「答申」という。）において、「世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされている。

一方で、サービス卸は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務であること、また、その役務の提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されており、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響が大きいこと、さらに、一般の利用者に対する事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸に関する料金その他の提供条件が重要となることから、答申では、「その提供形態や提供内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがある。」とされ、次のとおり、総務省における対応を求めている。

- ① 「サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」
- ② 「サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。
 - ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。
 - ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な

組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。」

また、サービス卸に関しては、その卸電気通信役務の提供を受けた多数の電気通信事業者等によって活発な営業活動がなされ、特に役務の提供開始当初においては、電気通信役務の提供を受けて固定通信サービスに新たに参入する電気通信事業者による営業活動が集中し、不適切な営業活動に係る苦情・相談が増加するとの懸念が示されているところ、電気通信事業法における消費者保護ルールの見直し・充実について提言した「ICT サービス安心・安全研究会 報告書」(平成 26 年 12 月)において、電気通信市場に新たな電気通信事業者が参入した場合であっても、既存の他の電気通信事業者と同様に、消費者保護ルールの見直し・充実による新たな制度・規律を含め、電気通信事業法上の義務を遵守する必要があることに何ら変わりがないことに留意することが適当であるとされている。

さらに、上記答申等を踏まえ、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)により、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する事後届出制及び総務大臣による整理・公表制度や、契約後の書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知の禁止・勧誘継続行為の禁止等の利用者保護規律(消費者保護に関連する規定)が整備されたところである。

平成 27 年 2 月、サービス卸に関して、上記答申の指摘、関連する法制度の整備等を踏まえ、NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務について、電気通信事業法の適用関係をガイドラインとして定め、公表することとしたものである。

その後、「電気通信事業法の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 70 号、令和 5 年 6 月 16 日施行)により、サービス卸は「特定卸電気通信役務」と位置づけられることとなったため、特定卸電気通信役務に関する電気通信事業法の適用関係を明らかにするため、本ガイドラインを改正するものである。

2 本ガイドラインの対象となる卸電気通信役務の範囲

本ガイドラインの対象となる第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務(以下「第一種特定卸役務」という。)は、次のとおりとする。

- ・ 多数の一般の利用者に FTTH アクセスサービス等¹を提供する電気通信事業者に対して NTT 東西が提供する卸電気通信役務

¹ 例えば、特定卸電気通信役務である光 IP 電話(光回線電話を除き、双方向番号ポータビリティが実現されるまでのものに限る。)等が該当する。

3 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、第一種特定卸役務を提供する電気通信事業者（以下「卸提供事業者」という。）²、卸提供事業者から第一種特定卸役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）³及び卸先事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「卸先契約代理業者」という。）⁴の行う行為について、電気通信事業法の適用関係を明確化することを目的とし、具体的には、同法第 29 条の業務改善命令や同法第 30 条及び第 31 条の禁止行為違反に対する停止・変更命令等の対象となり得る行為、同法第 38 条の 2 の特定卸電気通信役務の提供義務及び情報提示義務に係る具体的な考え方等を整理・類型化して例示すること等により、第一種特定卸役務に関する料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保や、利用者利益の保護、同法の運用の一層の透明化を図り、もって、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するために定め、公表するものである。

また、本ガイドラインは、第一種特定卸役務が一般の卸電気通信役務とは異なる特徴を持つことを踏まえ、第一種特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為を整理・類型化して例示するものであり、本ガイドラインと同様に電気通信事業法上問題となり得る行為を電気通信事業一般について例示している「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 28 年 5 月 20 日改定。以下「共同ガイドライン」という。）や、平成 28 年 3 月に全面改定され同法における消費者保護関連規定の内容を解説するとともに当該規定に関連して電気通信事業者等が自主的にとることが望ましいと考えられる対応について示した「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（以下「消費者保護ガイドライン」という。）も、第一種特定卸役務について当然に適用されることに留意が必要である。

なお、本ガイドラインで列挙される「電気通信事業法上問題となり得る行為」は、あくまでも例示であり、電気通信事業者及び卸先契約代理業者の個別具体的な行為が電気通信事業法の関係規定に抵触することとなるか否かについては、同法の規定に照らし個別の事案ごとに判断されるほか、本ガイドラインに列挙されていない行為であっても、業務改善命令等の対象となる場合もあることにも留意が必要である。

今後、総務省においては、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、第一種特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本ガイドラインを適宜機動的に見直すこととする。

² NTT 東西がこれに該当する。

³ NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供（いわゆる再卸）を受ける電気通信事業者も含む。

⁴ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。

4 第一種特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律

(1) 卸提供事業者に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、卸提供事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 指定電気通信役務に関する規律(電気通信事業法第 20 条等)

第一種特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、「指定電気通信役務」に該当するものである⁵。

指定電気通信役務については、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものであることから、卸提供事業者による不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性や透明性を確保するため、契約の相手方との合意がない場合に適用される「保障契約約款」の事前届出義務（電気通信事業法第 20 条第 1 項）や公表義務（同法第 23 条第 1 項）等が課されている。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。

この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸提供事業者が適正なコストを著しく下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して電気通信事業を営む他の電気通信事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており（電気通信事業法第 29 条第 1 項）、これらは、第一種特定卸役務の相対契約の料金その他の提供条件についても適用される。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条、第 31 条)

第一種特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は第一種指定電気通信設備であり、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 4 項、第 31 条第 2 項）の適用対象とされており、第一種特定卸役務の提供の業務についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止される⁶。

⁵ 指定電気通信役務に該当しないサービスも一部存在する。

⁶ 禁止行為規制適用事業者が禁止行為を行った場合、総務大臣が当該行為の停止又は変更を命令することが可能とされている（電気通信事業法第 30 条第 5 項、第 31 条第 4 項）。

④ 第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度(電気通信事業法第 38 条の2及び第 39 条の2)

第一種特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備であることから、当該設備を用いる卸電気通信役務である第一種特定卸役務に関する料金その他の提供条件等の適正性、公平性を確保するため、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、第一種特定卸役務の提供の業務を開始・変更・廃止したときは、その旨、卸電気通信役務の種類、料金その他の提供条件等⁷の届出義務(電気通信事業法第 38 条の2 第1項)が課されている。また、当該届出に関して総務大臣が作成し、又は取得した情報については、第一種特定卸役務に関する一定の透明性を確保するため、総務大臣が整理・公表するものとされている(同法第 39 条の2)。

更に、第一種特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務であり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない⁸ことから、「電気通信事業法の一部を改正する法律」(令和4年法律第70号)により新設された同法第38条の2第2号に規定される「特定卸電気通信役務」に該当するものである。

特定卸電気通信役務については、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者にも用いられる役務でありながら、長期にわたる卸料金の高止まりが指摘されており、十分に競争が働く環境が実現されてこなかった状況を是正するため、役務提供義務(同号)及び卸先事業者に対する卸料金の算定方法等、契約締結に関する協議の円滑化に資する事項⁹の提示義務(同条第3項)が課されており、情報提示義務に違反した卸提供事業者に対しては、総務大臣は、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる(同条第4項)。

(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は電気通信事業法第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者をいう。以下同じ。)以外の卸先事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護規律(電気通信事業法第26条等)¹⁰

⁷ 電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に掲げる事項。

⁸ 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務については、電気通信事業法施行規則第25条の7の5で定める。

⁹ 電気通信事業法施行規則第25条の7の6に規定する事項。

¹⁰ 卸先事業者が電気通信事業法第26条、第26条の2、第27条、第27条の2及び第27条の3及び第27条の4の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能と

ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、消費者保護ガイドラインを参照する必要がある。

- ・ 契約前の説明義務(電気通信事業法第 26 条)
- ・ 書面交付義務(電気通信事業法第 26 条の2)
- ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第 26 条の3)
※第一種特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。
- ・ 業務の休廃止の周知義務(電気通信事業法第 26 条の4第1項)
- ・ 苦情等処理義務(電気通信事業法第 27 条)
- ・ 不実告知等の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第1号)
- ・ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第2号)
- ・ 勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第3号)
- ・ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第4号)
 - ・ 利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止(電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 13 の2第1号)
 - ・ 期間拘束契約に係る違約金等の制限(電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 13 の2第2号)
- ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法第 27 条の4)

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸先事業者が適正なコストを下回る料金を設定することにより、競争事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており(電気通信事業法第 29 条第 1 項)、これらは、第一種特定卸役務を利用して提供される電気通信役務に関する料金その他の提供条件についても適用される。

(3)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者たる卸先事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護関連規定(電気通信事業法第 26 条等)

されている(同法第 29 条第2項)。また、同法第 26 条の4第1項に違反した場合、これにより利用者の利益を阻害しているときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能である(同法第 29 条第1項第 12 号)。

上記（２）①のとおり。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

上記（２）②のとおり。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条)

卸先事業者が市場支配的な電気通信事業者である場合¹¹、当該事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制（電気通信事業法第 30 条第 3 項）の適用対象とされており、第一種特定卸役務の提供を受けて行う業務についても、当該電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対する不当な優先的取扱い等が禁止される。

(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記（２）①の消費者保護関連規定のうち、契約前の説明義務、不実告知等の禁止、自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止及び勧誘継続行為の禁止であり、卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある¹²。また、卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用される。

5 電気通信事業法上問題となり得る行為

卸提供事業者、卸先事業者又は卸先契約代理業者が第一種特定卸役務に関して行う行為について、別表の左欄に掲げる行為は、同表の右欄に掲げる電気通信事業法の規定（上記 3 に記述した第一種特定卸役務に関して適用される同法の主な規律）との関係で同法上問題となり得るものである。

6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

第一種特定卸役務は卸先事業者を通じて多数の一般の利用者へのサービスの提供が想定されるものであり、また、従来電気通信事業法の適用を受けてこなかった新規の卸先事業者や卸先契約代理業者の参入が想定されるところ、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、本ガイドラインの

¹¹ 電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定により指定される電気通信事業者をいう。

¹² 卸先契約代理業者が電気通信事業法第 73 条の 3 において準用する第 26 条及び第 27 条の 2 の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（電気通信事業法第 73 条の 4）。

遵守に加えて、次の措置を講ずることが適当である。

- ・ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。
- ・ 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。

電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 第一種特定卸役務について卸提供事業者¹³が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁴	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者¹⁵のみを対象とした割引料金を設定することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。 ※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、料金等の水準が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になる際、移動通信事業者に対する料金等が同一でない場合は不当な優先的取扱い等に該当するおそれが大きく、料金等が同一でない根拠について特に明確かつ合理的な説明が求められる。 ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引¹⁶を行うこと。 ・第一種特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該第一種特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。 ・第一種特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト¹⁷を下回る料金¹⁸を設定すること。 ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に 	<p>第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号</p>

¹³ NTT 東西がこれに該当する。

¹⁴ 第一種特定卸役務に対しては、表中に記載されている行為の例示のみならず共同ガイドラインに記載されている例示も適用されることに留意が必要である。

¹⁵ 自己の関係事業者とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定する特定関係法人をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。なお、この定義は共同ガイドラインと同じものとなっている。

¹⁶ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による第一種特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

¹⁷ 第一種特定卸役務の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

¹⁸ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された第一種特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁴	該当条項
<p>対する料金よりも高い料金¹⁹を設定すること。</p>	
<p>② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ・第一種特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ・第一種特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ・第一種特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>⑤ 競争阻害的な情報収集 ・第一種特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。</p>	第29条第1項第10号

¹⁹ 脚注18に同じ。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁴	該当条項
<p>⑥情報の目的外利用</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 2 号 第 29 条第 1 項第 10 号 第 30 条第 4 項第 2 号</p>
<p>⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・自己又は自己の関係者を通じて提供される第一種特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	<p>同上</p>
<p>⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、第一種特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく第一種特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 5 号 第 29 条第 1 項第 10 号 第 30 条第 4 項第 3 号</p>
<p>⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・第一種特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 2 号 第 29 条第 1 項第 12 号 第 31 条第 2 項第 2 号</p>
<p>⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否</p> <p>・第一種特定卸役務について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 卸提供事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障があること 2) 当該第一種特定卸役務の提供が卸提供事業者の利益を不当に害するおそれがあること 3) 当該第一種特定卸役務の提供に関する契約の申入れをした他の電気通信事業者がその第一種特定卸役務の提供に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあること 4) 当該第一種特定卸役務を提供に応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であること <p>といった電気通信事業法第 32 条及び電気通信事業法施行規則第 23 条に規定する電気通信回線との接続を拒める場合²⁰と同等の正当な理由がないのに、他</p>	<p>第 38 条の 2 第 2 項 第 38 条の 2 第 3 項</p>

²⁰ ①電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、②当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき、③電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき、④電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁴	該当条項
<p>の電気通信事業者への提供を拒むこと。</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れ²¹を受けた場合において、契約締結に関する協議の円滑化に資する事項²²について、</p> <p>1) 当該事項が、卸提供事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかであること、</p> <p>2) 当該事項が、卸提供事業者が提供する役務(卸電気通信役務を除く。)の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害すること</p> <p>といった正当な理由がないのに、当該申入れをした電気通信事業者への提示を拒むこと。</p> <p>※ 単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由にはあたらない。</p>	

(2) 第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)²³が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、第一種特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金²⁴を設定すること。</p> <p>※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり、第一種特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせ料金を設定を行って提供する場合(いわゆるセット割引)において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p>	<p>第 29 条第 1 項第 5 号 第 29 条第 1 項第 11 号</p>

²¹ 現に第一種特定卸役務の提供を受けている電気通信事業者が、当該第一種特定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、新たな料金又は提供条件による当該第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れを行う場合を含む。

²² 脚注9に同じ。

²³ NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者(株式会社 NTT ドコモを除く。)、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供(いわゆる再卸)を受ける電気通信事業者も含む。

²⁴ 脚注 18 に同じ。

<p>・第一種特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に(第一種特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。)、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、第一種特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。</p>	
<p>②契約前の説明義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第2章の解説を参照。</p>	第26条
<p>③書面交付義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第3章の解説を参照。</p>	第26条の2
<p>④業務の休廃止の周知の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第8章の解説を参照。</p>	第26条の4第1項
<p>⑤苦情等の処理の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第5章の解説を参照。</p>	第27条
<p>⑥不実告知、事実不告知 ・消費者保護ガイドライン第6章第1節の解説を参照。</p>	第27条の2第1号
<p>⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・消費者保護ガイドライン第6章第2節の解説を参照。</p>	第27条の2第2号
<p>⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・消費者保護ガイドライン第6章第3節の解説を参照。</p>	第27条の2第3号
<p>⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・消費者保護ガイドライン第6章第4節の解説を参照。</p>	第27条の2第4号
<p>⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。</p>	第27条の4

(3) 第一種特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者に限る。）²⁵が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際(卸先契約代理業者等への委託等による場合も含む。)に、自己の関係事業者(当該市場支配的な電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定したものに限る。以下(3)において同じ。)のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 29 条第1項第5号 第 29 条第1項第 11 号 第 30 条第3項第2号</p>
<p>② 排他的な割引サービス</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供すること。</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己のサービスと自己の関係事業者のサービスを組み合わせて、割引サービスを提供すること。</p>	<p>第 30 条第3項第2号</p>
<p>③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、自己の関係事業者と一体となって排他的な業務を行うこと(電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る)。</p>	<p>同上</p>
<p>④ 契約前の説明義務の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 26 条</p>
<p>⑤ 書面交付義務の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 26 条の2</p>
<p>⑥ 業務の休廃止の周知の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 26 条の4第1項</p>
<p>⑦ 苦情等の処理の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 27 条</p>
<p>⑧ 不実告知、事実不告知</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 27 条の2第1号</p>
<p>⑨ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 27 条の2第2号</p>
<p>⑩ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為</p>	<p>第 27 条の2第3号</p>

²⁵ NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する株式会社NTT ドコモがこれに該当する。また、株式会社NTT ドコモが、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供をうけた卸先事業者から当該役務の提供（いわゆる再卸）を受けて行う行為も含む。

・(2)に同じ。	
⑪ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・(2)に同じ。	第27条の2第4号
⑫ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・(2)に同じ。	第27条の4

(4) 第一種特定卸役務について卸先契約代理業者²⁶が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第26条
②不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第1号
③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第2号
④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第3号
④ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・(2)に同じ。	第73条の3において順応する第27条の2第4号

※ 卸先契約代理業者への指導等について、二次以降の卸先契約代理業者に対しては、その委託元たる卸先契約代理業者においてその委託元たる電気通信事業者等との関係において必要な措置が講じられていることが必要となる。

²⁶ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。